

令和7年度
しが ZEH 新築支援事業費補助金
手続の手引

第1版(R7.4.1)

第2版(R7.4.14)

第3版(R7.4.24)

第4版(R7.5.28)

第5版(R7.8.5)

滋賀県

交付申請予約の受付期間

~~令和7年4月1日(火)～令和7年8月29日(金)~~

※申込みが予算の上限に達したため令和7年度の申込受付を終了しました。

目次

1. 手続の流れ	4
2. 用語の定義	5
3. 補助金申請ができる方	6
4. 補助対象および補助額	7
5. 交付申請予約申込み	9
6. 交付申請兼実績報告	10
7. 補助金の交付	13
8. 問合せ先	13
【付録】	14

ご注意

しが ZEH 新築支援事業費補助金の手続をするときには、必ずこの「手引」をよくお読みの上、行っていただきますようお願い致します。

本手引は年度の途中で改正される場合があります。最新の情報については、県ホームページでご確認の上、手続を行ってください。

手引更新情報

令和7年4月14 日更新

- ・既存住宅除却加算の要件について、事業着手の考え方を明記しました。(P8)
- ・その他必要な補記をしました。(P8)
- ・その他軽微な修正をしました。(P2 ほか)

令和7年4月 24 日更新

- ・補助対象となる住宅について補記をしました。(P6)
- ・予約申込みを代理申請される場合の取扱いについて補足説明を記載しました。(P9)
- ・交付申請兼完了実績報告に添付する書類「ZEH の要件を満たすことを証する書類」、「断熱等性能等級6以上を満たすことを証する書類」について更新しました。(P10)
- ・その他軽微な修正をしました。(P2)

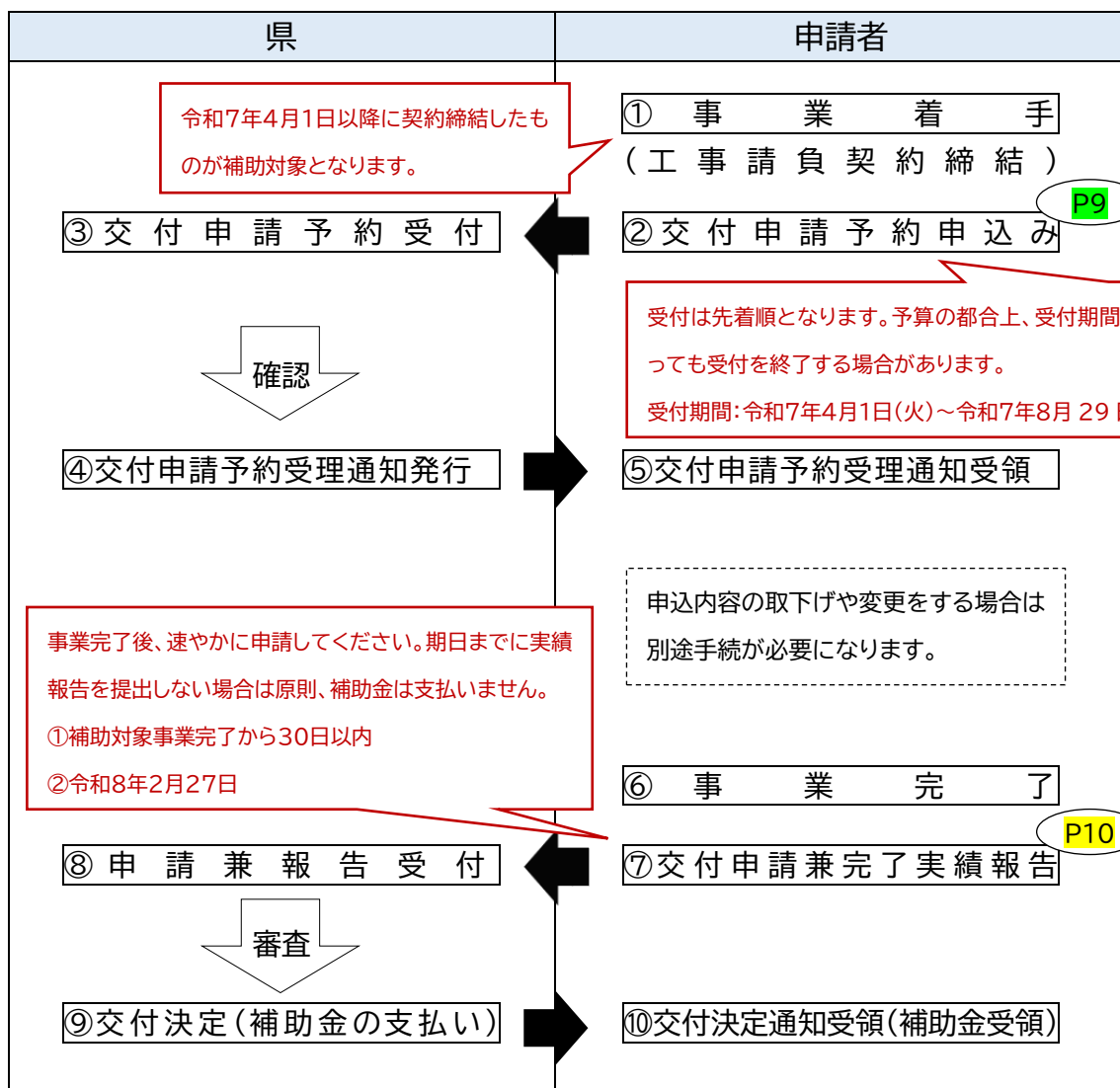
令和7年5月 28 日更新

- ・災害危険区域等の取扱いを明確にしました。(P7)
- ・居住誘導加算の取扱いを明確にしました。(P8)
- ・既存住宅除却加算の取扱いを明確にしました。(P8)
- ・「除却する住宅が昭和 56 年5月 31 日以前に着工されていることを証する書類」について更新しました。(P12)
- ・その他軽微な修正をしました。(P2 ほか)

令和7年 8 月 5 日更新

- ・交付申請兼実績報告の提出方法について追記しました。(P10)
- ・各種添付書類について補足説明を追記しました。(P11～13)

1. 手続の流れ



★ 補助金を受けるには、交付申請予約の手続(P9)が必須です。(令和7年4月1日以降に住宅の建築に係る工事契約を締結する必要があります。)

交付申請予約は以下のしがネット受付サービスにて手続してください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/shigazeh-r7-jizen>

2. 用語の定義

この補助金における各用語の定義は以下のとおりです。

ZEH	外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅 ※NearlyZEH、ZEHOriented、ZEHReady、ZEH 水準住宅は含みません。 【参考】ZEH の要件 ①ZEH強化外皮基準(地域区分1～8地域の平成 28 年省エネルギー基準(ηAC 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA 値[W/m²K] 1・2地域:0.40 以下、3地域:0.50 以下、4～7地域:0.60 以下) ※滋賀県は近江八幡市、草津市、守山市は6地域、それ以外の市町は5地域に該当します。 ②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の一次エネルギー消費量削減 ③再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上の一次エネルギー消費量削減 ※建築を予定している住宅が ZEH に該当するかは事業者を確認してください。
住宅	人の居住の用に供する家屋(居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。)
県内に主たる営業所を有する事業者	滋賀県内に本店または主たる営業所を有する事業者 個人事業主の場合は、県内在住の事業者 (参考)県内事業者の確認方法について ①建設業許可業者名簿(県 HP) https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kensetsu/300444.html ②法人番号公表サイト URL https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
一般型誘導 居住面積水準	滋賀県住生活基本計画で定める、「世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準」 ① 単身者 55 m² ② 2人以上の世帯 25 m²×世帯人数+25 m²
居住誘導区域	「都市再生特別措置法」(平成 14 年法律第 22 号)第 81 条に基づき市町が策定する立地適正化計画において定める「居住誘導区域」 ※立地適正化計画の有無については各市町の HP 等で確認してください。

「主な拠点」 周辺	滋賀県都市計画基本方針で定める「主な拠点」の半径 800m(県 HP で掲載している図のとおり) 【参考】 立地適正化計画等において都市機能や居住を誘導する区域を設定・検討している都市向けの指標例では一般的な徒歩圏として半径 800m を採用しています。
ベルス BELS	「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成 28 年国土交通省告示第 489 号)」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」
既存住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事に着手し、完成している住宅
子育て世帯	18 歳未満の子を有する世帯
若者夫婦世帯	夫婦のうちいずれかが 40 歳未満の世帯
事業完了	建築基準法に基づく完了検査済証を受領し、かつ工事に係る代金の全額を支払った時点 <u>※子育て世帯移住加算(P8)を受ける場合は、上記に加え、新しい住居に住民票を移した時点</u>

3. 補助金申請ができる方

当補助金は次の全てに該当する方でなければ交付を受けられません。

- ①自身または自身の同居者が、次のいずれにも該当しない
 - (1)暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (2)自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (3)暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (4)暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5)上記(1)から(4)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ②(1)から(5)に掲げる者が、その経営に実施的に関与して **いない者**
- ③滋賀県の県税に滞納がない
- ④住居として自ら居住するための住宅を建築する者である(セカンドハウスや賃貸用の住宅は本補助金の対象ではありません。**附属建築物(離れや倉庫)も本補助金の対象ではありません。)**

4. 補助対象および補助額

補助対象は、以下の全ての要件を満たす住宅です。

4-1-1 補助要件

項目	補助要件	補助額
ZEH 新築	1. ZEH※1※2の基準を満たす住宅であること。 2. 居住の用に供する床面積が滋賀県住生活基本計画の一般型誘導居住面積水準(55 m²以上)を満たすこと。 3. 工事施工者が県内に主たる営業所を有する事業者であること。 (参考)県内事業者の確認方法 ①建設業許可事業者名簿(県 HP) https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kensetsu/300444.html ②法人番号公表サイト URL https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ 4. <u>事業着手(工事請負契約)が令和7年4月1日以降であること。</u> 5. 住宅が以下の区域に入っていないこと。 ① 建築基準法第39条に基づき地方公共団体が条例で定める「災害危険区域」(滋賀県流域治水の推進に関する条例において定める浸水警戒区域を含む。) ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき都道府県知事が定める「土砂災害特別警戒区域」 ③ 地すべり等防止法第3条に基づき国土交通大臣または農林水産大臣が定める「地すべり防止区域」 ④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に基づき都道府県知事が定める「急傾斜地崩壊危険区域」 ⑤ 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に基づき都道府県知事が定める「浸水被害防止区域」 ※交付申請兼完了実績報告(P10)時点の区域指定に応じて補助金の交付の可否を審査します。最新の情報をこまめに確認してください。	20万円 4-1-2 加算要件および加算額の各種加算額と併せて最大 120万円

※1ZEH+、GX 志向型住宅を含みます。

※2NearlyZEH、ZEHOriented、ZEHReady、ZEH 水準住宅は含みません。

補助対象となる住宅でさらに以下の要件を満たす場合は加算措置の対象となります。

4-1-2 加算要件および加算額

項目	加算要件	加算額
断熱性能加算	住宅が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(平成 11 年法律第 81 号)に基づく住宅性能表示制度による断熱等性能等級6以上の断熱性能を有すること。	等級6 20 万円 等級7 40 万円
居住誘導加算	住宅を居住誘導区域または「主な拠点」周辺で建築すること。(敷地の一部でも当該区域に含まれる場合は加算要件を満たすものとします。 ※交付申請兼完了実績報告(P10)時点の区域指定に応じて加算の可否を審査します。最新の情報をこまめに確認してください。	20 万円
既存住宅 除却加算	既存住宅(昭和 56 年5月 31 日以前に工事に着手し、完成している住宅)の除却を併せて実施すること。 ※交付申請兼完了実績報告書提出時に除却する既存住宅の除却前の状況が分かる写真の添付が必要になりますのでご注意ください。 ※事業着手(除却に関する工事請負契約)が令和7年4月1日以降である必要があります。 ※付属建築物(離れ、蔵等)の除却は補助対象ではありません。なお、敷地内に他の建築物が残っていても加算の対象となります。	50万円
子育て世帯等 移住加算	県外在住の子育て世帯(18 歳未満の子を有する世帯※)、若者夫婦世帯(夫婦のうちいずれかが 40 歳未満の世帯※)が北部地域または過疎地域を有する市町内に住宅を建築すること。 北部地域または過疎地域を有する市町： 長浜市、米原市、高島市、東近江市、甲良町 ※令和7年4月1日時点または交付申請兼完了実績報告(P10)を行う時点で要件を満たしている必要があります。 ※交付申請兼完了実績報告(P10)を行った日から当該住宅に5年以上継続して居住する意思がある方に限ります。	30 万円

※国が実施する補助金とは併用可能

※県が実施する他の補助金で本補助金と補助対象が重複しないものは併用可能

※市町が実施する補助金のうち、県の予算が充当されていないものは併用可能

5. 交付申請予約申込み

5-1. 交付申請予約申込み

補助金の交付を受けようとする方は、あらかじめ、交付申請予約の申込みを行ってください。

交付申請予約の受付は令和7年4月1日(火)から令和7年8月29日(金)までを予定しています。(先着順とし、予約受付額が県予算額の上限に到達した場合は受付を終了します。)

申込みは、「しがネット受付サービス」(下記)により受け付けます。

申込書類に明らかな不備、不足がある場合はその不備、不足が解消された日を受付日とします。

(受付期間中に予約受付額が県予算額の上限に到達した場合は、その日に届いた申込書類に明らかな不備、不足のない申請を対象として抽選を行い、受付対象を決定します。)

■申込方法

しがネット受付サービス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/shigazeh-r7-jizen>

(注意！)

受付期間を過ぎた申込みについては無効となります。

県から問合せを行う場合がありますので、必ず申込したデータを保管しておいてください。

(補足)

■施工業者等が申請者(建築主)の代理で申請する場合の取扱いについて

施工業者等が申請者の代理で申請手続きをする場合は、施工業者等のしがネット受付サービスのアカウントから申請いただくことも可能です。その際は、申込書のほか、委任状も併せてアップロードしてください。

なお、申込書に記載する氏名等はあくまで申請者(建築主)の情報を入力してください。

5-2. 交付申請予約の受理通知

申込内容を県が確認した後、受理通知書を書面で送付します。

(申込内容が適正と認められなかった場合や、予約受付額が県予算額の上限に到達し受付ができなかった場合にも、同様に送付します。)

申込の受付から通知の発行まで、原則14日以内に処理します。(この処理期間には、**土、日、祝日および**申込者による書類の補正期間は含みません。)

(注意！)

県が申込内容を適正と認めた時点では、補助金の支払を確約するものではありません。

事業完了後に交付申請兼完了実績報告書を提出し、県がその内容を適正であると判断した後に補助金をお支払いすることとなります。

5-3. 交付申請予約の取下げ

通知を受けた後の事情により工事の取りやめ等する場合は取下げ書を速やかに提出してください。

5-4. 内容の変更

通知を受けた後に、予約の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

6. 交付申請兼実績報告

6-1. 報告の提出

補助対象事業が完了した場合、下記の期日のいずれか早い時期までに添付書類を添えて、報告書をしがネット受付サービスまたは郵送により提出してください。

①補助対象事業完了から30日以内

②令和8年2月27日

※郵送の場合は、消印の日付をもって提出日と取り扱います。ただし、消印のない郵便（料金後納郵便等）の場合は、郵便物が住宅課に到着した日を提出日として取り扱います。

※提出書類に明らかな不備、不足がある場合はその不備、不足が解消された日を提出日とします。

(注意！)

期日までに実績報告を提出しない場合は、原則、補助金は支払いません。

■提出方法

○しがネット受付サービス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/r7-zehkanryou>

※複数のデータで提出する場合はZIPファイルにより提出してください。

○郵送

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部住宅課企画係 宛

6-2. 必要書類

実績報告に添付が必要な書類は以下のとおりです。なお、必要書類は番号順に並べて報告書に添付してください。

番号	添 付 書 類	補 足
(1)	本人確認書類（以下いずれか1つ） ・マイナンバーカード（表面のみ） ・運転免許証 ・パスポート 等の写し	マイナンバーカードの写しを添付する場合は マイナンバーの記載を隠してください。
(2)	誓約書(県 HP 掲載様式)	
(3)	県税に関する書類(以下いずれか1つ) ・県税に関する誓約書兼調査に関する同意書 (県 HP 掲載様式) ・県が発行する納税証明書(交付申請する日の 3ヶ月以内に発行されたものに限る)	
(4)	通帳の写し	金融機関名および支店名、預金の種類、口座名義、口座番号が記入されているページ
(5)	ZEH の要件を満たすことを証する書類(①および②) ①BELS 評価書 ②施工証明書(県 HP 掲載様式)	①ZEH マークが記載されているものに限る 
(6)	建築基準法に定める検査済証の写し	
(7)	付近見取図	建築確認申請に添付した図書の写しを添付してください。 なお、近隣に急傾斜地と思われる地形がある場合、土砂災害特別警戒区域等補助対象とならない区域内で建築していないか、追加で資料を求める場合があります。
(8)	配置図	建築確認申請に添付した図書の写しを添付してください。
(9)	各階平面図	・建築確認申請に添付した図書の写しを添付してください。 ・併用住宅の場合は住居部分とそれ以外の部分を明示してください。

		・床面積の求積に必要な寸法を記載してください。
(10)	工事請負契約書または請書の写し(契約の変更をしている場合は当初の契約書と最終の変更契約書)	・契約者が申請者と同一名義であること ・受注者名の記載があること ・工事契約日の記載があること ・金額の記載があること
(11)	領収書等支払いが完了していることを確認できる書類の写し(以下いずれか1つ) ・領収書 ・銀行の振込明細書	・支払先が確認できること ・金額が確認できること ※複数回に分けて支払いをしている場合は全て提出してください。
断熱性能加算を受ける場合は以下の書類も添付		
(12)	断熱等性能等級6以上であることを証する書類(以下いずれか1つ) ・建設住宅性能評価書 ・BELS 評価書	
居住誘導加算を適用する場合は以下の書類も添付		
(13)	建築敷地が居住誘導区域等を含むことを証する図書(以下いずれか1つ) ・市町の立地適正化計画において定める居住誘導区域の図に申請敷地を明示したもの ・加算対象区域を示した国土地理院地図上に申請敷地を明示したもの 等	縮尺は問いませんが(7)付近見取図と整合していることが確認できる程度のものでしてください。
既存住宅除却加算を受ける場合は以下の書類も添付		
(14)	除却する住宅が昭和 56 年5月 31 日以前に着工されていることを証する書類(以下いずれか1つ) ・建築計画概要書 ・台帳記載事項証明書 ・登記事項証明書 ・固定資産税 課税明細書	
(15)	除却工事前の敷地全景写真	除却対象の建物と周辺の状況が分かるアングルで撮影すること
(16)	除却工事後の敷地全景写真	除却工事前の敷地全景写真と同じアングルで撮影すること

(17)	除却に係る工事請負契約書または請書(契約の変更をしている場合は当初の契約書と最終の変更契約書)	・契約者が申請者と同一名義であること ・工事契約日の記載があること ・工事場所の記載があること ・金額の記載があること
(18)	領収書等支払いが完了していることを確認できる書類の写し(複数回に分けて支払いをしている場合は全て)(以下いずれか1つ) ・領収書 ・銀行の振込明細書	・支払先が確認できること ・金額が確認できること
子育て世帯移住加算を受ける場合は以下の書類も添付		
(19)	住民票(謄本)	・移住元の住所が記載されていること ・新しい住所の記載があること ・生年月日の記載があること
その他		
(20)	委任状	申請を代行する場合に限る

※添付図書だけでは要件を満たしていると判断できない場合、追加で書類の提出を求められることがあります。

7. 補助金の交付

交付申請兼完了実績報告で適切に事業執行できていることが確認できた際には交付決定通知を交付したあと指定の口座に振り込みます。(通知から振り込みまでに期間があきます。振込時期についてのお問合せは対応できませんのでご了承ください。)

8. 問合せ先

書類の提出先・本事業の問合せ先は以下のとおりです。

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県土木交通部住宅課企画係

[TEL:077-528-4235](tel:077-528-4235)

(9:00~12:00、13:00~17:00土日・祝日・年末年始を除く)

【付録】主な拠点一覧

No	市町名	拠点名
1	大津市	大津駅
2		堅田駅
3		石山駅
4		瀬田駅
5	草津市	草津駅
6		南草津駅
7	守山市	守山駅
8	栗東市	栗東駅
9		手原駅
10	野洲市	野洲駅
11		野洲市北部合同庁舎
12	湖南市	甲西駅
13		石部駅
14		三雲駅
15	彦根市	彦根駅
16		南彦根駅
17		河瀬駅
18		稲枝駅
19	長浜市	長浜駅
20		長浜市役所北部振興局
21		湖北支所
22		虎姫支所
23		高月支所
24		余呉支所
25		浅井支所
26		びわ支所
27		西浅井支所
28		田村駅
29	米原市	米原駅
30		坂田駅
31		近江長岡駅
32		柏原駅
33		醒ヶ井駅
34		伊吹庁舎

No	市町名	拠点名
35	豊郷町	豊郷町役場
36	甲良町	甲良町役場
37	多賀町	多賀町役場
38	愛荘町	愛荘町役場愛知川庁舎
39	近江八幡市	近江八幡駅
40		安土駅
41		篠原駅
42	東近江市	八日市駅
43		能登川駅
44		蒲生支所
45		五個荘支所
46		湖東支所
47		愛東支所
48		永源寺支所
49	日野町	日野町役場
50		日野駅
51	竜王町	竜王町役場
52	甲賀市	水口駅
53		甲賀駅
54		甲南駅
55		貴生川駅
56		土山地域市民センター
57		信楽地域市民センター
58	高島市	近江今津駅
59		新旭駅
60		安曇川駅
61		近江高島駅
62		マキノ駅
63		朽木支所

※「主な拠点」周辺図については滋賀県
HP([https://www.pref.shiga.lg.jp/
ippan/kendoseibi/zyuutaku/342
009.html](https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/zyuutaku/342009.html))に掲載しております。

【付録】本制度にかかる参考 URL 一覧

一般県税の納税証明書の交付について

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/337079.html>

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定について

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/19549.html>

滋賀県防災情報マップ(土砂災害警戒区域ほか)

<https://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M.d.risk.map&z=&lon=&lat=>

国土地理院地図

<https://maps.gsi.go.jp/vector/#4/36.104611/140.084556/&ls=vstd&disp=1&d=l>

(県 HP で公開している各「主な拠点」の geojson データを取り込むことで加算対象となる「主な拠点」周辺を地図上でも閲覧可能になります。)